

JLPA

保安検査実施要領

[液化石油ガス保安規則関係（移動式製造設備関係）]

JLPA 501-4 : 2013

高圧ガス保安協会 推薦
日本LPガス団体協議会 推薦

平成 25 年 4 月 22 日改正

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 特別技術委員会 審議

(一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会 発行)

JLPA 保安検査実施要領 推薦のことば

LPガス産業の健全な発展にとって、保安の確保が必要不可欠であることは申すまでもありません。

LPガスが一般的に普及してから60年となりますが、今日のような重要な産業へと成長できたのも自主保安活動として関係各位のたゆまぬご努力があったからと確信しております。

特に貴協会におかれましては、JLPA 501 LPガスプラント検査基準を32年前にいち早く策定され、これまで自主保安事業を推進されて参りました。

この度、民間規格保安検査基準を補完するものとして、貴協会が中心となり、また日本LPガス団体協議会として参画して改正された保安検査実施要領はまさしく業界自主基準と呼ぶべき画期的なものであります。

この要領がLPガスプラントの保安確保を図るにあたって大きな力となり、業界の隅々まで浸透することを祈念します。

平成25年4月22日

日本LPガス団体協議会
会長 松沢 純

JLPA 501-4:2013 保安検査実施要領の発刊にあたって

LPガスプラントは、一旦事故を起こすと大規模な災害につながることから、これらの保安対策に万全を期さなければならないことは、ここで改めて指摘するまでもないところであります。

当協会としてはそのため、検査の面から事故災害を防止し、LPガス産業の健全なる発展を促すことを目的として、昭和56年秋にJLPA 501基準の初版本を発刊いたしました。

その後、平成9年4月1日には、従来の高圧ガス取締法に代わって高圧ガス保安法と改正関係法令が施行され、また、最近の規制緩和の流れのなかで『自主保安』と『自己責任体制の確立』の考えのもと、『保安検査方法の在り方について』の制度改正と省令改正が行われ、民間規格としての『保安検査基準（告示）』が採用されることになり、平成17年3月31日に施行されましたことは皆様方もご承知のとおりであります。

今回、この民間規格である「保安検査基準[液化石油ガス保安規則関係(スタンド関係を除く。)] KHKS 0850-2 (2011)」の改正版が発刊されたのを機会に、この基準を補完する目的で改正された法令に的確に整合させ、さらに保安検査の判定基準等を具体的に明記し、また、解説等を随所に入れ、従来のJLPA 501基準の別冊として編集するとともに、高圧ガス保安協会殿並びに日本LPガス団体協議会殿のご推薦をいただき発刊いたしましたのが、『JLPA 501-4:2013 保安検査実施要領 [液化石油ガス保安規則関係 (移動式製造設備関係)] 第1回改正版』であります。

この要領書の作製に際しましては、多大なご指導を賜った経済産業省、都道府県、高圧ガス保安協会殿、関係団体、学識経験者の方々をはじめ、当協会の技術委員長のもとで特別分科会ワーキンググループに携わったの方々に対し、深甚なる感謝の意を表する次第であります。

なお、この要領書のご利用に際しまして、さらにより一層の保安検査のご理解を深めていただくため、『JLPA 501:2005 LPガスプラント検査基準』及び『JLPA LPガスプラント検査技術者必携（第1分冊～第6分冊）』を併せてご活用くださいますようご案内申し上げます。

平成25年4月22日

一般社団法人 日本エルピーガスプラント協会
会長 石井 宏 治

目 次

第1章 総 則	1
1.1 適用範囲	1
1.2 定 義	1
第2章 保安検査	3
2.1 製造施設の検査項目及び検査方法	3
2.2 保安検査対象設備の調査	3
2.3 液石則第80条に基づく保安検査の方法等	4
a) 製造設備が移動式製造設備である製造施設の場合	5
8. 移動式製造設備	5
1) 8.1 製造施設の付近の状況*	(液石則第9条第1項第1号) 5
2) 8.2 警戒標*	(液石則第9条第1項第2号) 5
3) 8.3 耐圧性能及び強度・気密性能	(液石則第9条第1項第3号) 6
3.1) 4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度*	(液石則第6条第1項第17号・19号) 6
「4.3 高圧ガス設備の耐圧性能及び強度」について具体的に展開した内容	
3.2) 4.4 高圧ガス設備の気密性能*	(液石則第6条第1項第18号) 28
4) 8.4 消火設備*	(液石則第9条第1項第4号) 31
5) 8.5 容器置場	(液石則第9条第1項第5号) 31
5.1) 1.1 境界線・警戒標	(液石則第6条第1項第35号イ) 31
5.2) 容器置場の階数	(液石則第6条第1項第35号ロ) 32
5.3) 2.1 保安距離	(液石則第6条第1項第35号ハ) 33
5.4) 容器置場の障壁	(液石則第6条第1項第35号ニ) 34
5.5) 2.6 滞留しない構造	(液石則第6条第1項第35号ヘ) 34
5.6) 二階建て容器置場の構造	(液石則第6条第1項第35号ト) 35
5.7) 6.9 防消火設備	(液石則第6条第1項第31号・35号チ) 35
注) 1.1~8.5は保安検査基準 [KHKS 0850-2 (2011)] の移動式製造設備の項番を示す。	
b) 移動式製造設備における個別機器に対して行う検査項目の細目	38
移動式製造設備に装置されている代表的な機器についての検査方法及び判定基準であり、保安検査時に検査することが望ましい。	
1) 温度計*	38
2) 圧力計*	38
3) ポンプ又は圧縮機*	39
4) 流量計*	39
5) 電気配線及び電気機器類	40
6) 緊急遮断装置*	40

7) カップリング及びカップリング用液流出防止装置*	41
7.1) カップリング	41
7.2) カップリング用液流出防止装置	41
8) 安全装置*	42
8.1) 緊急停止スイッチ	42
8.2) 誤発進防止装置	42
9) バルブ(グローブ弁, ボール弁等)*	42
10) 金属フレキシブルホース*	43
11) ゴムホース*	43
12) その他の装備品*	44
12.1) リリーフ弁・配管安全弁	44
12.2) スイベルジョイント	45
13) 機器の確認*	46
c) 保安検査と並行して行う, 液石則第48条関係の検査の細目*	47
<p>液石則第48条(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)に規定された検査項目について保安検査と並行して行うことが望ましい。</p> <p>なお, 容器等製造時に対処すべき項目で外部からの確認ができない装置は, この表から除外した。</p>	
1) 警戒標	(液石則第48条第1号) 47
2) 温度を適切に検知する措置	(液石則第48条第2号) 47
3) 高さ検知棒	(液石則第48条第4号) 48
4) 後部取出式容器の容器元弁及び緊急遮断弁と後部バンパとの水平距離等	(液石則第48条第5号) 49
5) 後部取出式容器以外の容器と後部バンパとの水平距離等	(液石則第48条第6号) 49
6) 後部取出式容器の附属品操作箱と後部バンパとの水平距離等	(液石則第48条第7号) 49
7) 附属品の損傷防止措置	(液石則第48条第8号) 50
8) 液面計	(液石則第48条第9号) 50
9) バルブ等の開閉方向及び開閉状態の識別	(液石則第48条第10号) 51
10) 消火設備並びに資材及び工具等	(液石則第48条第12号) 52
10.1) 消火設備の品目及び員数	52
10.2) 携行資材等	52
第3章 その他	53
1. 液中ポンプを装備した移動式製造設備	53
2. ガスコンプレッサを装備した移動式製造設備	55

付表 保安検査申請書等（付表 1～6）	57
附属書 1（参考）移動式製造設備保安検査結果報告書の標準様式（一例）	64
2（参考）移動式製造設備再検査結果報告書の標準様式（一例）	74
解説	75

* 印は、この要領の 解説 参照